
2019 年度「全腎協ニュースレター」第 2 号
全腎協事務局作成 (2019. 7. 2)

■ 6 年連続 全腎協の請願が衆参両院で採択

150 日間におよぶ通常国会が 6 月 26 日に閉幕し、昨秋から全国で取り組んできた全腎協の「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」は、衆参両議院の厚生労働委員会で採択され、内閣へ送付されました。両院での採択は 6 年連続です。

全腎協のほか日本難病・疾病団体協議会 (JPA) の「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願」も、両院にて採択されました。

取り組んでくださった全国の皆さんへ改めてお礼申し上げます。



■ 政府の財政運営の方向性を示す「骨太の方針 2019」決まる

- 社会保障の給付と負担の議論は参院選挙後に本格化 -

政府の経済財政諮問会議が財政運営の方向性を示すために作成する「骨太の方針 2019」が 6 月 21 日、閣議決定されました。

今年度の方針には、10 月に消費税率 10%への引き上げを実施することが明記された一方、「社会保障の基本的な考え方」では、「年金及び介護については、必要な法改正も視野に、2019 年末までに結論を得る」とし、医療等のその他の分野についても、来年度の骨太方針で「給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめる」との明記にとどまりました。



社会保障の給付と負担のあり方が先送りされたことについて日本医師会の横倉会長は、「いずれの議論も先送りになり、参議院選挙後に厳しい議論が予想される」と 6 月に行つた定例記者会見のなかで指摘しました。



また、骨太方針では「モビリティ」(移動・交通)の分野においては、「タクシーの相乗り導入」を地域や要件の限定をかけずに一般的に導入し、道路運送法上の通知等の整備を本年度中に図ることが記されています。

(参考 : <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/decision0621.html>)

■ 下肢閉塞性動脈硬化症の治療法「下肢血管再生療法」が高度先進医療に

透析患者の下肢閉塞性動脈硬化症に新たな治療法「下肢血管再生療法」が、高度先進医療に承認されました。下肢血管再生療法は、自分の血液から分離、培養した細胞を移植し、疼痛・潰瘍の改善をもたらすものとして、その効果が期待されるところです。

高度先進医療は、保険給付の対象にすべきか評価を行うために認められた医療です。そのため、治療が受けられる医療機関や治療対象となる症状等が限定され、さらに先進医療にかかる費用は全額自己負担（先進医療以外の診察や検査、投薬、入院費用など、通常の治療と共通する部分は保険給付の対象）となり、自治体の医療費助成など公費負担医療制度は使えません。

下肢血管再生療法の有効性と安全性が認められれば、保険給付の対象となって必要な患者に通常の治療として広がるものと期待されます。